

給与収入があった人の申告

●源泉徴収票がある場合

- ① 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、申告書表面『給与 力』欄に記入してください。
※ 2か所以上からの給与収入がある方は、支払金額の合計を記入してください。
- ② 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額を、申告書表面『給与 ⑥』欄に記入してください。
- ③ 申告書表面『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。

●日給等のため源泉徴収票がない場合

- ① 申告書表面『6 給与所得の内訳』欄に、1月～12月の日給、勤務日数、月収、賞与等、1年間の収入の合計額、勤務先に関する事項を記入してください。(手取り額ではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で計算します。)
- ② 1年間の収入の合計額を、申告書表面『給与 力』欄に記入してください。
- ③ 給与収入金額から、下記の速算表を参考に給与所得金額を計算し、申告書表面『給与 ⑥』欄に記入してください。
- ④ 申告書表面『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。

＜記載例＞

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない方は記入してください。)

月	日	給	勤	月	収
1	7,500	20	150,000		
2	7,500	20	150,000		
3	7,500	20	150,000		
4	7,500	20	150,000		
5	7,500	20	150,000		
6	7,500	20	150,000		
7	7,500	20	150,000		
8	7,500	20	150,000		
9	7,500	20	150,000		
10	7,500	20	150,000		
11	7,500	20	150,000		
12	7,500	18	135,000		
賞 与 等			268,000		
合 計			2,053,000		
勤務先所在地		木津川市木津〇〇			
勤務先名		××商事(株)			
電話番号		0774-〇〇-××××			

申告書の記載例

1	収入	事 業 等	ア	601	300,000	円
		農 業	イ	602		
		不 動 産	ウ	603	600,000	
		利 子	エ	604		
		配 当	オ	605		
	金 額	給 与	カ	701	2,053,000	
		公的年金等	キ	96	2,000,000	
		業 務	ク	697		
		そ の 他	ケ	606		
		合 計				
2	所得	短 期	コ	—		
		長 期	サ	—		
		一 時	シ	—		
	金 額	事 業 等	①	01	100,000	
		農 業	②	02		
		不 動 産	③	04	500,000	
		利 子	④	05		
		配 当	⑤	06		
	雑	給 与	⑥	07	1,256,400	
		公的年金等	⑦	—	900,000	
		業 務	⑧	797		
		そ の 他	⑨	97		
		合 計	⑩	08	900,000	
	総合課税・一時		⑪	—		
	合 計		⑫	112	2,756,400	

●給与所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円～1,618,999円	収入-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(収入÷4)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(収入÷4)×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入÷4)×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	収入-1,950,000円

※ (収入÷4) は、千円未満を切り捨てて計算します。

公的年金等の収入があった人の申告

- ① 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、申告書表面『公的年金等 キ』欄に記入してください。
※ 2か所以上からの公的年金収入がある方は、支払金額の合計を記入してください。
※ 遺族年金、障害年金等の非課税年金の受給額は、収入金額に含めないでください。
- ② ①の公的年金収入から、下記の速算表を参考に雑所得金額を計算し、申告書表面『雑 ⑦』欄に記入してください。
- ③ 申告書表面『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。

●公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額		
		年金所得以外に係る合計所得金額		
		1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超
令和6年12月31日現在 65歳以上の人 〔昭和35年1月1日以前に生まれた人〕	3,299,999円まで	収入-1,100,000円	収入-1,000,000円	収入-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
令和6年12月31日現在 65歳未満の人 〔昭和35年1月2日以後に生まれた人〕	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円
	1,299,999円まで	収入-600,000円	収入-500,000円	収入-400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円

(注) マイナスの場合は、「0円」になります。

●所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額=(給与等の収入金額[上限1,000万円]-850万円)×10%
- (2) 給与収入と年金収入等の双方があり、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合
所得金額調整控除額=給与所得控除後の給与等の金額[上限10万円]+公的年金等に係る雑所得の金額[上限10万円]-10万円
※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。